

# 官報号外 昭和二十八年三月十二日

## ○第十五回 衆議院会議録第三十九号

昭和二十八年三月十二日(木曜日)  
議事日程 第三十八号

午後一時開議

- 第一 海軍代理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 木船再保険法案(内閣提出)
- 第三 武器等製造法案(内閣提出)
- 第四 健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第九 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第十 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件
- 第十一 青少年問題協議会設置法案(内閣提出)
- 第十二 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十三 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 第十四 厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(佐藤洋之助君外二十四名提出)
- 第十五 飼料の品質改善に関する法律案(中馬辰猪君外二十四名提出)
- 第十六 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十七 主要農作物種子法の一部を改正する法律案(中馬辰猪君外二十四名提出)
- 第十八 日雇労働者健保法案(内閣提出)
- 第十九 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二十 米国対日援助物資等処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)
- 第二十一 設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二十二 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二十三 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二十四 国有財産法第十三条の規定に基き、国会の承認を求めるの件
- 第二十五 土地調査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 第二十六 有線電気通信法案(内閣提出)
- 第二十七 公衆電気通信法案(内閣提出)
- 第二十八 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案(内閣提出)
- 第二十九 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
- 第三十 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣提出)
- 第三十一 駅便法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三十二 電気事業及び石炭鉱業における争難行為の方法の規制に関する法律案(内閣提出)
- 第三十三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三十四 木船再保険特別会計法案(内閣提出)
- 第三十五 昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三十六 昭和二十一年度における特定道路整備事業特別会計の

- 第三十七 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出)
- 第三十八 昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第三十九 鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案(内閣提出)
- 第四十 地方公团団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第四十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四十二 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四十三 地方鐵道軌道整備法案(鶴谷勝利君外三十一名提出)
- 第四十四 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四十五 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四十六 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四十七 職業安定組織の構成に関する条約(第八十八号)の批准

- 大麻取締法案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第十 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件
- 第四十八 工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十

歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出)

第三十七 一般会計の歳出の財源についての原則の適用に関する条約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件

第五十 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一号)の批准について承認を求めるの件

第四十九 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件

第五十 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一号)の批准について承認を求めるの件

第四十九 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件

第五十 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 官報(号外)

日程第十一 青少年問題協議会設置法案(内閣提出)  
 日程第十二 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第十三 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第十四 厚生省設置法の一部を改正する法律案(佐藤洋之助君外二十四名提出)  
 日程第十五 飼料の品質改善に関する法律案(中馬辰猪君外二十一名提出)  
 日程第十六 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第十七 主要農作物種子法の一部を改正する法律案(中馬辰猪君外二十四名提出)  
 日程第十九 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第二十一 設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第二十二 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第二十四 国有財産法第十三条の規定に基き、国会の裁決を求めるの件  
 日程第二十五 國土調査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

総務大臣及び戸塚労働大臣の綱紀処正に関する緊急質問(山下榮二君提出)  
 对日援助費に関する岡崎外務大臣の発言に関する緊急質問(稻村順三君提出)  
 日程第二十九 以西漁船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案(内閣提出)  
 日程第三十 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣提出)  
 日程第三十一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第三十三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第三十四 太船再保険特別会計法(内閣提出)  
 日程第三十五 昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第三十六 昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出)  
 日程第三十七 一般会計の歳出の入基からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出)  
 日程第三十八 昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法

律案(内閣提出)  
 日程第四十二 旧外貨債権整理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第四十三 地方鉄道軌道整備法案(關谷勝利君外三十一名提出)  
 日程第四十四 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第四十五 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第四十六 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第四十七 職業安定組織の構成に関する条約第八十八号の批准について承認を求めるの件  
 日程第二十三 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第四十八 工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十一号)の批准について承認を求めるの件  
 日程第四十九 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する法律案(内閣提出)  
 日程第三十九 昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法

律案(内閣提出)  
 日程第五十 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 日程第三十九 鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案(内閣提出)  
 日程第十八 日雇労働者健康保険法案(内閣提出)  
 日程第三 武器等製造法案(内閣提出)  
 ○議長(大野伴睦君) 建設委員長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名せられることを望みます。  
 ○議長(大野伴睦君) 山崎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼べ者あり〕  
 ○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は建設委員長に西村英一君を指名いたします。(拍手)  
 第一 海事代理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 第二 太船再保険法案(内閣提出)  
 ○議長(大野伴睦君) 日程第一、海事代理士法の一部を改正する法律案、日程第二、太船再保険法案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長塗澤寛君。

〔本号の附録に掲載〕  
 海事代理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 [最終号の附録に掲載]  
 木船再保険法案  
 [本号の附録に掲載]  
 [最終号の附録に掲載]  
 木船再保険法案(内閣提出)に関する報告書  
 [最終号の附録に掲載]  
 木船再保険法案(内閣提出)に関する報告書  
 [最終号の附録に掲載]

午後一時五十五分開議  
 ○議長(大野伴睦君) これより会議を開きます。

## 官報号外

○通譯審査者　ただいま議題となりました海事代理士法の一部を改正する法律案及び木船再保險法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、海事代理士法の改正から申上げます。

第一点は、現行法によりますと、対価を得ないで行う代願行為は同法の適用を受けないことになつておりますが、現実問題として、対価を得ていませんかの判定が困難の場合があります。対価を得ないと称して法の適用を免れようとする者も生じます。これらの方を放置いたしますれば、私法上の権利関係及び船舶の安全航行等に悪影響を及ぼすおそれがありますので、対価を得るといなどにかかるわざ、法の適用を受けしむるよう改めようとするものであります。

第二点は、海事代理士試験を行な際に、半識経験者の意見を聞くことになりますが、この半識経験者の選定にあたり、その適正を期するためには、海事代理士会が組織されておる場合にはその意見を徴することにいたしました。

明瞭かつ妥当と認めまして、三月三日、質疑討論を省略し、ただちに採決いたしましたところ、本法案は起立總意をもつて政府原案の通り可決すべきものと認決した次第です。

現在、木船保険は木船相互保険組合によつて相互保険を行つておりますが、この保険事業には再保険を受け

る機関がありません。また、この組合は基礎も薄弱で、信用度も微弱であります。ために、保険事業は全機帆船の一割にも達しない状況であります。かくいう実情にかんがみまして、これらを報告いたしまして、これらの弱点を是正補強するため、政府が木船相互保険組合の負う保険責任を再保險することにいたしまして、組合の健全な経営を確保しようとするのがこの法律案の趣旨であります。

次に、その内容は会議録を御参照願います。

本法案は、去る二月二十日、本委員会に付託され、二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、三月三日質疑に入り、組合の事務費に対する補助については、委員と政府委員との間に熱心な質疑応答がとりかわされました。その内容は会議録に譲ることといたしました。

三月五日、質疑を終了いたしまして、討論を省略し、ただちに採決の結果、本法案は起立總意をもつて政府原案通り可決すべきものと認決した次第であります。

以上報告を終ります。(拍手)

大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八　消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九　医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(内閣提出、参議院提出)を改正する法律案(内閣提出、参議院提出)

第七　国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四　健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大野伴睦君)　御異議なしと認めます。よつて日程第二はあとまわします。

○議長(大野伴睦君)　御異議ありませんか。

○議長(大野伴睦君)　山崎君の動議により可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君)　日程第三はあとまわします。

○議長(大野伴睦君)　御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君)　日程第四、健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(大野伴睦君)　日程第五、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

六、船員保険法の一部を改正する法律案、日程第七、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案、  
〔本号の附録に掲載〕

第七　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八　消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九　医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(内閣提出、参議院提出)を改正する法律案(内閣提出、参議院提出)

第六　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四　健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大野伴睦君)　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(大野伴睦君)　御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君)　山崎君の動議に審議を進められんことを望みます。

○議長(大野伴睦君)　日程第三はあとまわします。

○議長(大野伴睦君)　御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君)　日程第四、健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(大野伴睦君)　日程第五、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

六、船員保険法の一部を改正する法律案、日程第七、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案、  
〔本号の附録に掲載〕

第七　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八　消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九　医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(内閣提出、参議院提出)を改正する法律案(内閣提出、参議院提出)

第六　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五　厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四　健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大野伴睦君)　御異議なしと呼ぶ者あり

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君)　山崎君の動議に審議を進められんことを望みます。

○議長(大野伴睦君)　日程第三はあとまわします。

○議長(大野伴睦君)　御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君)　日程第四、健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(大野伴睦君)　日程第五、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

六、船員保険法の一部を改正する法律案、日程第七、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案、  
〔本号の附録に掲載〕

大麻取締法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

## (平野三郎君登壇)

○平野三郎君 大だいま議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案外七件の厚生委員会における審査の経過並びにその結果を、ごく簡単に御報告申し上げます。

まず、健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

健康保険事業は、創設以来今日まで二十五年の間、社会保険の中核として労働者の生活安定にますます大きな役割を果しつつあるのであります。が、いまだ本制度の適用を受けない者が相当の数に上つております、これ拡充に対する要望はきわめて強いものがあるのみならず、また他面において、最近の社会的、経済的情勢の推移に応じるための改正の必要がありますので、これらの諸点について所要の改正を行おうとするのが、政府の本改正案提案の理由であります。

本法案の主なる内容を申し上げますれば、第一に、現行の適用範囲を拡大し、新たに土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護の事業を適用事業とすることであります。第二は、標準報酬を、現行最低一千円から最高二万四千円までの十九等級であるのを改めて、三千円から三万六千円の二十等級とすることとともに、標準報酬の決定を毎年定時に行うこととした点であります。第三は、療養の給付期間を現行の二年から三年に延長することであります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の主なる点は、第一に、適用の範囲を土木、建築、教育、研究、調査、医療、助産、通信、報道及び社会福祉の事業にまで拡張することであります。第二に、標準報酬を最低三千円から最高八千円までとし、その区分を六等級とすることと、かつ標準報酬は毎年一回定期に改正することとしたとしております。第三に、傷病が治療しない場合における療養の認定時期を一年延長して、療養の始付開始後三年経過後といたしておるのであります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近の社会的、経済的情勢の推移にかかるが、本制度の拡充をはかるため必要な改正を行おうとするのが、政府の本改正案提案の主なる点は、第一に、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費の支給期間を一年延長して、三年といたしたことであります。第二に、傷病が治療しない場合における療養の認定の時期は、療養の給付開始後二年経過のときとなつているのを改めて、三年経過のときとしたことです。

以上の社会保障三法案は、二月二十日までの審査の結果を終了し、参議院に提出され、その審査結果として、各派共同提案による次の附帯条項を付して原案に賛成する旨の報告がありました。すなわち

療養期間延長に伴い、傷病手当金の支給期間をも延長すべきであるとの意見が述べられたのであります。詳細は会議録について御承知を願いたい

本法案提出の理由であります。

本改正案の主なる点は、第一に、適用の範囲を土木、建築、教育、研究、調査、医療、助産、通信、報道及び社会

福利の事業にまで拡張することであります。第二に、標準報酬を最低三千円から最高八千円までとし、その区分を六等級とすることと、かつ標準報酬は毎年一回定期に改正することとしたとしております。第三に、傷病が治療しない場合における療養の認定時期を一年延長して、療養の始付開始後三年経過後といたしておるのであります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近の社会的、経済的情勢の推移にかかるが、本制度の拡充をはかるため必要な改正を行おうとするのが、政府の本改正案提案の主なる点は、第一に、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費の支給期間を一年延長して、三年といたしたことであります。第二に、傷病が治療しない場合における療養の認定の時期は、療養の給付開始後二年経過のときとなつているのを改めて、三年経過のときとしたことです。

以上の社会保障三法案は、二月二十日の審査の結果を終了し、参議院に提出され、その審査結果として、各派共同提案による次の附帯条項を付して原案に賛成する旨の報告がありました。すなわち

度に所要の改正をいたすことにより、国民健康保険の再建整備計画を一層促進いたそうとするのが、政府の本改正案提出の理由であります。

かくて、三月四日、三法案に関する質疑を終了し、討論を経て採決に入りましたところ、健康保険法の一部を改正する法律案につきましては、次の附帯決議、すなわち

健康保険法第五十七條の医療期間延長に伴い、健康保険に対する医療費の国庫負担につき、政府は此の際常に研究を進め可及的速かにその実現を期せられんことを望む。

また、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近の社会的、経済的情勢の推移にかかるが、本制度の拡充をはかるため必要な改正を行おうとするのが、政府の本改正案提案の主なる点は、第一に、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費の支給期間を一年延長して、三年といたしたことであります。第二に、傷病が治療しない場合における療養の認定の時期は、療養の給付開始後二年経過のときとなつているのを改めて、三年経過のときとしたことです。

金ができるだけ多くの保険者に対して貸付ができるようにして、貸付予算総額を有効に使用するため、法第三条及び第四条の二の「特別の事由」を広く解釈適用すること。

二、貸付手続きをできるだけ簡素化し、貸付事務の迅速を図ること。  
次いで、質疑を終了し、討論に入りましたが、日本社会党を代表して堤委員、日本社会党を代表して柳田委員より、それへ希望を述べて賛成意見の

度に所要の改正をいたすことにより、国民健康保険の再建整備計画を一層促進いたそうとするのが、政府の本改正案提出の理由であります。

かくて、三月四日、三法案に関する質疑を終了し、討論を経て採決に入りましたところ、健康保険法の一部を改正する法律案につきましては、次の附帯決議、すなわち

健康保険法第五十七條の医療期間延長に伴い、健康保険に対する医療費の国庫負担につき、政府は此の際常に研究を進め可及的速かにその実現を期せられんことを望む。

また、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近の社会的、経済的情勢の推移にかかるが、本制度の拡充をはかるため必要な改正を行おうとするのが、政府の本改正案提案の主なる点は、第一に、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費の支給期間を一年延長して、三年といたこと



次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に受信困難な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実に重点を置き、テレビジョン関係においては、既設の東京局を整備するほか、大阪、名古屋両局の放送開始を予定し、さらに他の都市に施設を拡充するために必要な調査を行うこととし、マイクロウェーブ中継によつて、全国にわたりテレビジョンを通じて日本文化の国際的向上をはかることを計画しております。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、電気通信委員会におきましては、去る二月十七日、本案の付託を受け、同月二十一日以降數回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて協会の経営方針等に関する説明を聞く等、慎重審議を重ねたのであります。質疑の内容については、きわめて多岐にわたつたのですが、これらの詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、委員会は、三月二日質疑を打ち切り、三月四日討論に入つたのであります。が、討論に際し、自由党を代表して中村梅吉君、改進党を代表して有田喜一君、日本社会党を代表して松前重義君及び日本社会党を代表して原茂君は、いずれも、公共放送の使命といよいよ重大を加えるものと見てるので、関係者は万過漏なきを期せんことを要望して、本件に承認を与えるに賛成の意見を述べられたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、全会一致をもつて本議案はこれに承認をうべきものと譲決した次第であります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(佐藤洋之助君外二十四名提出)に関する報告書  
〔船田中君登壇〕

青少年問題協議会設置法案外三法案(内閣提出)に関する報告書  
〔本号の附録に掲載〕

青少年問題協議会設置法案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

以上をもつて御報告をいたします。(拍手)  
○議長(大野伴睦君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認する。に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第十一 青少年問題協議会設置法案(内閣提出)  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に受信困難な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実に重点を置き、テレビジョン関係においては、既設の東京局を整備するほか、大阪、名古屋両局の放送開始を予定し、さらに他の都市に施設を拡充するために必要な調査を行うこととし、マイクロウェーブ中継によつて、全国にわたりテレビジョンを通じて日本文化の国際的向上をはかることを計画しております。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、電気通信委員会におきましては、去る二月十七日、本案の付託を受け、同月二十一日以降數回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて協会の経営方針等に関する説明を聞く等、慎重審議を重ねたのであります。質疑の

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔船田中君登壇〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に受信困難な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実に重点を置き、テレビジョン関係においては、既設の東京局を整備するほか、大阪、名古屋両局の放送開始を予定し、さらに他の都市に施設を

拡充するために必要な調査を行うこととし、マイクロウェーブ中継によつて、全国にわたりテレビジョンを通じて日本文化の国際的向上をはかることを計画しております。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、電気通信委員会におきましては、去る二月十七日、本案の付託を受け、同月二十一日以降數回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて協会の経営方針等に関する説明を聞く等、慎重審議を重ねたのであります。質疑の

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に受信困難な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実に重点を置き、テレビジョン関係においては、既設の東京局を整備するほか、大阪、名古屋両局の放送開始を予定し、さらに他の都市に施設を

拡充するために必要な調査を行うこととし、マイクロウェーブ中継によつて、全国にわたりテレビジョンを通じて日本文化の国際的向上をはかることを計画しております。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、電気通信委員会におきましては、去る二月十七日、本案の付託を受け、同月二十一日以降數回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて協会の経営方針等に関する説明を聞く等、慎重審議を重ねたのであります。質疑の

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に受信困難な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実に重点を置き、テレビジョン関係においては、既設の東京局を整備するほか、大阪、名古屋両局の放送開始を予定し、さらに他の都市に施設を

拡充するために必要な調査を行うこととし、マイクロウェーブ中継によつて、全国にわたりテレビジョンを通じて日本文化の国際的向上をはかることを計画しております。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、電気通信委員会におきましては、去る二月十七日、本案の付託を受け、同月二十一日以降數回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて協会の経営方針等に関する説明を聞く等、慎重審議を重ねたのであります。質疑の

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に受信困難な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実に重点を置き、テレビジョン関係においては、既設の東京局を整備するほか、大阪、名古屋両局の放送開始を予定し、さらに他の都市に施設を

拡充るために必要な調査を行うこととし、マイクロウェーブ中継によつて、全国にわたりテレビジョンを通じて日本文化の国際的向上をはかることを計画しております。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、電気通信委員会におきましては、去る二月十七日、本案の付託を受け、同月二十一日以降數回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて協会の経営方針等に関する説明を聞く等、慎重審議を重ねたのであります。質疑の

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に受信困難な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実に重点を置き、テレビジョン関係においては、既設の東京局を整備するほか、大阪、名古屋両局の放送開始を予定し、さらに他の都市に施設を

拡充のために必要な調査を行うこととし、マイクロウェーブ中継によつて、全国にわたりテレビジョンを通じて日本文化の国際的向上をはかることを計画しております。

以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのであります。が、電気通信委員会におきましては、去る二月十七日、本案の付託を受け、同月二十一日以降數回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて協会の経営方針等に関する説明を聞く等、慎重審議を重ねたのであります。質疑の

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕



この法律案は、日本輸出入銀行の業務として、外國法人に出資するための資金等にかかる融資を加え、輸出入金融の期間の限度を延長し、また同行に外國為替業務を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

次に、米国対日援助物資等処理特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。この法律案は、米国対日援助物資等処理特別会計が、昭和二十六年七月以降米国の対日援助は打ち切られ、また同年九月以後は軍拠下げる物資の払下げも打切りとなつたのに伴ひまして、未収金の回収、残存物資の処分等の清算事務の段階に入りましたので、この特別会計を廃止いたしました。いたそとをするものであります。

次に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、政府が、設備を本邦から輸出する者に対し、為替損失補償契約を締結することができる範囲を拡大するとともに、補償契約の期間の限度を延長し、また補償契約の締結の限度額を引き上げることとしたそとをするものであります。

次に、外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、各会計年度の決算上の剩余金を一般会計に納付することとなつておつたのであります。が、今回国外為替相場の変動等に伴つて生ずる損失に備えるため、当該剩余金のうち必要な金額をこの会計に積み立てることとなり、決算上不足を生じましたときは、まず積立金をもつてこれを

補足することとしたそとをするものであります。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、從来造幣局特別会計におきましては、政府が補助貨幣を発行いたしました場合、その額額に相当する金額を回収準備資金に編入し、もつて補助貨幣の回収準備に充てるとともに、補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用につきましては、一般会計から繰入れを行つたのであります。

次に、補助貨幣の回収準備資金に編入することに改めようとするものであります。

次に、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の離決を求める件について申上げます。

この法律案は、日光国立公園及び中部山岳国立公園につきましては、今般栃木県奥日光湯元及び長野県

上高地に所在する農林省所管の企業用財産である国有林野の一部につきて

も、国立公園計画に基く集団施設地区

として総合的な管理運営をはかる必要

が生じましたので、これを厚生省に所管がその上、整備運用することとしたそとをするものであります。

以上の五法律案及び一議決案につきましては、慎重審議の結果、去る七日質疑を打切り、討論を省略の上ただちそとをするものであります。

以上は、かつた過去、前半の実績にかんがみまして、補助金の交付及び国土調査の実施の手続に関し現行の規定を改める必要が痛感されるに至つたのであります。

すなわち、本案の改正の第一の点は補助金交付に関する規定であります。

次に、現行法では、補助金を交付され

る法律案(大野伴謹君) 六件を一括して採決いたします。六件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

者は国土調査を行ふ者のみであります。が、国土調査を行ふ者に対して補助金を交付する都道府県に対しても交付し

る緊急質問(山下君提出)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

緒方國務大臣及び戸塚労働大臣の綱紀貞正に關する緊急質問(山下君提出)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕



## (号外) 報官

10

○総長(大野洋蔵) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

対日援助費に関する岡崎外務大臣の発言に関する緊急質問を許可いたしました。

稻村順三君。

〔稻村順三君登壇〕

○稻村順三君 私は、国会議員の一人として、一昨日岡崎外務大臣が参議院外務委員会において対日援助費に関し言及したことは、その内容がきわめて重大であることにかんがみ、ここに

総理大臣がおられなかつたならば官房長官、また外務大臣、大蔵大臣に緊急質問をする義務があると思うのでござります。

岡崎外務大臣は、杉原委員の御質問に対して、対日援助費の使用について重々しく答えております。——私の

見込みでは、何かの理由でかりに再軍備するといふようなことになつた場合には、その費用はかなりいることであ

りましょ。そこで、そうすればいろいろな点からこれを検出しなければならぬといふ問題になつて来ますから、その問題も一つの考慮に値する問題となりましょ。あるいは防衛支出金といふような問題も一つの考慮の対象とななりましょ。こういふふうに述べられております。これでは、政府が債務と心得てゐるものは、再軍備の際そ

の財源として流用せられるといふ含みを持たせていくことになります。少くとも再軍備といふのが無ければ、防衛支出金としてならば流用してもよろしくないといふ解釈を表明したことになるのであります。このことは、きわめて重大な発言であることは言うまでもございません。なぜならば、対日援助費が今

日の日本について債務であるかないか定を設けまして、その仮定に基いて対日援助費の流用が可能であると述べてゐるのであるが、総理大臣は、こういふ言動が不適当であると思わないが、再軍備費または防衛支出金にこの費用を流用できるといふ解釈を表明したことであるが、この点はつきりと答弁願いたいとともに、おらに総理大臣は、岡崎外務大臣は、この問題が、何かよくいわれてゐるようだに、再軍備の引きかえになるのだと云ふようなことは私はないと想ひますと云ふことをわざと断つております。(拍手)

なぜ私がそう言つたといふは、およそこうやつて断ることが、かえつて再軍備との交換条件などいう疑惑を深めるものであると、かように思うのであります。(拍手)

なぜ私がそう言つたといふは、およそ

外國に対する債務が再軍備の財源になるといふ見通しがなされること自体は、その外國が日本に対して再軍備を要求しているので、それに振りかえらば債務を放棄するといふような見通し以外の何ものでもないからでござります。なぜかといふに、この点に

関して政府間の意見が一応統一された債権を放棄するといふような見通し以外の何ものでもないからでござります。す

べて、田総理は、これまで、そうした要求は求されているといふことは誤にばかりならないからでござります。(拍手) 吉田

田総理は、これまで、そうした要求はなされたことが一度もないと答弁を繰返して来ましたが、岡崎外務大臣が、かくのとく流用という言葉を通じて再軍備が要求されていることを説明しておられたことに対し、どういふふうにお考へになつていてござります。

大蔵大臣は、去る二月十二日の予算委員会で、わが党の成田委員に対し統一している人から、責任ある答弁を重ねたのでござります。(拍手)

また、吉田総理大臣は、よく議員の質問に対しまして、仮定の問題には答られないと言つております。岡崎外務大臣は、二十六日の予算委員会第一回にて、西村榮一委員に対し、「私はどういう形で」ということは、外務大臣と同じように、再軍備に対するようだに申上げるのは差控えて、この問題が、何かよくいわれてゐるようだに、再軍備の引きかえになるのだと云ふようなことは私はないと想ひますと云ふことをわざと断つております。(拍手)

なお、この際、総理大臣並びに大蔵大臣、外務大臣に対して、だめ押しのつもりで、対日援助費が債務かどうかと御答弁を願いたいと想つたのでございませんが、私をして言わしめるならば、外務大臣と同様によく、再軍備に対するようだに、再軍備の引きかえになるのだと云ふようなことは私はないと想ひますと云ふことをわざと断つております。(拍手)

なぜ私がそう言つたといふは、およそこうやつて断ることが、かえつて再軍備との交換条件などいう疑惑を深めるものであると、かように思うのであります。(拍手)

なぜ私がそう言つたといふは、およそ

将来発表するときについたいと思いますが、口頭にしろ、文書にしろ、とにかく公式的話であることは間違いないと思ひます。しかも数回あつたと思います。

それならば、岡崎外務大臣、外務大臣に対するだめ押しのつもりで、対日援助費が債務かどうかと云ふことを明白に述べておられます。なぜかといふに、この点に

御答弁を願いたいと想つたのでございませんが、政府に大きな責任が

あります。なぜかといふは、政府だけが、口頭にしろ、文書にしろ、とにかく公式的話であることは間違いないと思ひます。それならば、岡崎外務大臣、外務大臣に対するだめ押しのつもりで、対日援助費が債務かどうかと云ふことを明白に述べておられます。なぜかといふに、この点に

御答弁を願いたいと想つたのでございませんが、依然として統一を欠いているからでござります。す

べて、田総理は、これまで、そうした要求は求されているといふことは誤にばかりならないからでござります。(拍手) 吉田

田総理は、これまで、そうした要求はなされたことが一度もないと答弁を繰返して来ましたが、岡崎外務大臣が、かくのとく流用という言葉を通じて再軍備が要求されていることを説明しておられたことに対し、どういふふうにお考へになつていてござります。

大蔵大臣は、去る二月十二日の予算委員会で、わが党の成田委員に対し、「まだ申しましたが、この心得の仕方といた

うことは、われくが心得ているので、向うと打合せたわけではございませんが、その点はお含みおきを願いま

す。」と、こう答弁しております。これはまつたく自説的に心得たものであつて、何らアメリカとの間に打合せをしたのではない。こう言つておる。外務大臣並びに外務大臣は、もしも自分で言動が不適当であると思わないがどうか。この点はつきりと答弁願いたいとも、おらに総理大臣は、岡崎外務大臣は、この問題が、何かよくいわれてゐるようだに、再軍備の引きかえになるのだと云ふようなことは私はないと想ひますと云ふことをわざと断つております。(拍手)

なぜ私がかのようにこまかい点について質問するかと云ふに、国民は、対日援助費は日本救済費であるから、もちろんしてどういう責任をとるか、その点を

あります。なぜかといふは、政府に大きな責任があります。なぜかといふは、政府だけが、口頭にしろ、文書にしろ、とにかく公式的話であることは間違いないと思ひます。それならば、岡崎外務大臣、外務大臣に対するだめ押しのつもりで、対日援助費が債務かどうかと云ふことを明白に述べておられます。なぜかといふに、この点に

御答弁を願いたいと想つたのでございませんが、政府に大きな責任があります。なぜかといふは、政府だけが、口頭にしろ、文書にしろ、とにかく公式的話であることは間違いないと思ひます。それならば、岡崎外務大臣、外務大臣に対するだめ押しのつもりで、対日援助費が債務かどうかと云ふことを明白に述べておられます。なぜかといふに、この点に

御答弁を願いたいと想つたのでございませんが、依然として統一を欠いているからでござります。す

べて、田総理は、これまで、そうした要求は求られているといふことは誤にばかりならないからでござります。(拍手) 吉田

田総理は、これまで、そうした要求はなされたことが一度もないと答弁を繰返して来ましたが、岡崎外務大臣が、かくのとく流用という言葉を通じて再軍備が要求されていることを説明しておられたことに対し、どういふふうにお考へになつていてござります。





第三十六 昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出)  
第三十七 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出)  
第三十八 昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出)  
(内閣提出)  
第三十九 鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利拠の保証に関する法律案(内閣提出)  
第四十 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)  
(内閣提出)  
第四十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
(内閣提出)  
第四十二 旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)  
○副総長(岩本信行君) 日程第三十三  
三、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、日程第三十四、未給再保險法の別会計法案、日程第三十五、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通運事業特別会計の借入金に関する法律案、日程第三十六、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案、日程第三十七、一般会計の歳出正する法律案、日程第三十八、一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

る法律案、日程第三十八、昭和二十九年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特別に関する法律案、日程第三十九、鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案、日程第四十、地方公共団体の負担金の納付の特別に関する法律案、日程第四十一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案、日程第四十二、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案、右十案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事長香忠雄君。

法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案  
〔本号の附録に掲載〕

〔最終号の附録に掲載〕

一般会計の歳出の財源に充てるための緊急物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案  
〔本号の附録に掲載〕

〔最終号の附録に掲載〕

一般会計の歳出の財源に充てるための緊急物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

した国民金融公庫法の一部を改正する法律案外九法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、今回公庫の資本金を百六十億円に増資をし、さらに事務所の設置に関する制限規定を削除して、公庫の活動を活発ならしめようとするものであります。

次に、木船再保険特別会計法案について申し上げます。この法律案は、先日本院を通じた木船再保険法による政府の再保険關係の経理を明確にいたしまますため必要な事項を規定いたしました。

次に、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通電事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律案について申し上げます。この法律案は、国の財政状況にかんがみ、昭和二十一年度における一般会計、旧帝国鉄道会計及び旧通信事業特別会計の借入金の償還期限をさらに三年間延長いたし、その期間において必要な場合にはこれを公債借りかえることができるることとしたうとするものであります。

次に、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の範例に関する法律案について申し上げます。この法律案については、一般会計より二十五億円を特定道路整備事業特別会計に繰入れができることがあります。この法律案については、一般会計への繰入金に関する法律案につきましては、今後並びに結果を御報告申し上げます。

いて申し上げます。この法律案は、緊要物資輸入基金から十五億円を一般会計へ繰入れることといたし、なお、これに伴いまして、将来一時借入金をなし得る制度を設けようとするものであります。

次に、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における財政状況にかんがみまして、昭和二十八年度におきましては、一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れは、財政の規定による繰入れのみにとどめることとしたそとをするものであります。

次に、鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十八年度におきまして、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が公募する予定の、鉄道債券百億円及び電信電話債券百億円の募集を円滑にする目的をもちまして、これらの債券の元利支払について政府保証の規定を設けるとともに、これらのものの外貨による長期借入金につきましても、あわせて同様の規定を設けようとするものであります。

次に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近の地方財政の状況に顧みまして、國の行直轄事業について地方公共団体が道路法等の法律に基いて負担する負担金につきましては、政府は当分の間當該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付させることができる」といふたそとをするものであります。

以上十法律案につきましては、本委

各組合間でまち／＼でありましたため、同様の状態にありながら、一方は年金受給権を持ち、他方は受給権を持たないといふ不均衡を生じて参ったので、このよる不均衡を是正するためには、これらの組合の組合員であつた者たちも、昭和二十八年八月十五日に勤務員共済組合法の規定を適用したとすれば同法の規定により退職年金を受け

ることができた者につきまして、同法による退職年金または遺族年金に相当する年金を支給することとしたそとするとともに、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けていた者につきましても、今回の改訂において同様の措置を法律上明確にいたそとをするものであります。

次に、旧外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近の地方財政の状況に顧みまして、國の行直轄事業について地方公共団体が道路法等の法律に基いて負担する負担金につきましては、政府は当分の間當該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付させることができる」といふたそとをするものであります。

以上十法律案につきましては、本委

員会に付託されて以来、連日慎重審議を重ねた結果、昨三月十一日討論を省略して採決いたしましたところ、起立を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、旧陸海軍共済組合及

び外地関係共済組合の共済組合規則は各組合間でまち／＼でありましたため、このよる不均衡を是正するためには、これらの組合の組合員であつた者たちも、昭和二十八年八月十五日に勤務員共済組合法の規定を適用したとすれば同法の規定により退職年金を受け

ことができる者につきまして、同法による退職年金または遺族年金に相当する年金を支給することとしたそとるとともに、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けていた者につきましても、今回の改訂において同様の措置を法律上明確にいたそとをするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近の地方財政の状況に顧みまして、國の行直轄事業について地方公共団体が道路法等の法律に基いて負担する負担金につきましては、政府は当分の間當該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付させることができる」といふたそとをするものであります。

以上十法律案につきましては、本委

員会に付託されて以来、連日慎重審議を重ねた結果、昨三月十一日討論を省略して採決いたしましたところ、起立を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、旧陸海軍共済組合及

び外地関係共済組合の共済組合規則は各組合間でまち／＼でありましたため、このよる不均衡を是正するためには、これらの組合の組合員であつた者たちも、昭和二十八年八月十五日に勤務員共済組合法の規定を適用したとすれば同法の規定により退職年金を受け

ことができる者につきまして、同法による退職年金または遺族年金に相当する年金を支給することとしたそとるとともに、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けていた者につきましても、今回の改訂において同様の措置を法律上明確にいたそとをするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近の地方財政の状況に顧みまして、國の行直轄事業について地方公共団体が道路法等の法律に基いて負担する負担金につきましては、政府は当分の間當該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付させることができる」といふたそとをするものであります。

次に、旧外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。

次に、外貨債処理法による借換済の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現行法のもとににおいて今まで有効化されていない外貨債の証券または利札について有効化の道を開こうとするものであります。第一に、無効とされた外債で現在着意の取扱者によつて所有されてくるものと有効化し得る道を開くこととするものであります。



次に、日程第五十につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

## 官外報号

○副議長(岩本信行君) 先にあつたまわしとした議案を逐次議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。

日程第三、武器等製造法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

通商産業委員長坪川信三君。

武器等製造法案  
〔本日の附録に掲載〕

武器等製造法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○坪川信三君登壇 始だい議題となりました武器等製造法案の通商産業委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申上げます。

武器等製造法案(内閣提出)に關する

日程第三、武器等製造法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。

日程第三、武器等製造法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○坪川信三君登壇 〔本日の附録に掲載〕

武器等製造法案(内閣提出)に關する

日程第三、武器等製造法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○坪川信三君登壇 〔本日の附録に掲載〕

武器等製造法案(内閣提出)に關する

日程第三、武器等製造法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

要としておるのであります。しかも、最近駐軍關係の発注も相当増加しており、加えて関係業者の受注に対する態度は、ややもすると退託の傾向すら見受けられ、武器の持つ特殊な性格からしましても、武器製造事業について法の規制を加えることはきわめて必要となつて來たのであります。

本法律案は、昭和二十七年十一月十六日、通商産業大臣より提案理由翌十七日、通商産業大臣より提案理由を聽取いたしました。本法律案に対する審議は、昨年十二月二十二日より本年三月四日まで、前後十一回にわたりきわめて熱心に行われました。その詳細は速記録に譲りますが、審議の際景

も論点となつたおもなるものを申し上げますと、第一に、武器製造と憲法第九条との関係について、第二に、武器製造が正式に許可されることにより、これが隣邦諸外国に与える影響について、第三に、武器製造受注の将来の見通しと、出血受注の防止対策について、第四に、武器の定義及び武器製造の許可の基準について、第五に、火薬関係者が本法と火薬類取締法の二重監督を受けるおそれのある点等であります。

三月四日、本法律案に対する質疑を終了いたしましたので、ただちに討論に入りました。自由党を代表いたしました福井勇君、改進党を代表いたしました長谷川四郎君、同友会を代表して木下重範君の三君は本法律案に賛成されましたが、日本社会党を代表して福井勇君、日本社会党を代表して永井今澄勇君、日本社会党を代表して永井勝次郎君の両君はそれら反対されました。討論終了後、採決の結果、本法律案は多數をもつて可決すべきものと

審決をいたした次第であります。

〔拍手〕

以上をもつて報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があり、順次これを許します。山口シヅエ君。

〔山口シヅエ君登壇〕

山口シヅエ君登壇の理由をあげて反対するものであります。

○副議長(岩本信行君) 福井勇君。

〔福井勇君登壇〕

福井勇君登壇の理由をあげて反対するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 留め置きの理由をあげて反対するものであります。

○副議長(岩本信行君) 留め置きの理由をあげて反対するものであります。(拍手)



ておるのであります。それならば、具体的な事実をあげて判断をしなければならないのであります。

御承知の通り、経團連では、武器生産の受入れ態勢を整備するために防衛長となつておるのであります。この委員会には審議室を設けておりますが、このメンバーは、吉積元陸軍中将、原田元陸軍中将、保科元海軍中将を始め、元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。(拍手)さらに、同委員会は近くアメリカ側に武器生産受入れ態勢リストを提出する

元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。(拍手)をそろえておるのであります。

(号外)

元陸軍中将、原田元海軍中将を始め、元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。

この会員会には審議室を設けておりますが、このメンバーは、吉積元陸軍中将、原田元陸軍中将、保科元海軍中将を始め、元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。

(拍手)

武器生産受入れ態勢リストを提出する

元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。

この会員会には審議室を設けておりますが、このメンバーは、吉積元陸軍中将、原田元陸軍中将、保科元海軍中将を始め、元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。

(拍手)

武器生産受入れ態勢リストを提出する

元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。

この会員会には審議室を設けておりますが、このメンバーは、吉積元陸軍中将、原田元陸軍中将、保科元海軍中将を始め、元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。

(拍手)

武器生産受入れ態勢リストを提出する

元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておるのであります。

この会員会には審議室を設けておりますが、このメンバーは、吉積元陸軍中将、原田元陸軍中将、保科元海軍中将を始め、元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておのであります。

(拍手)

武器生産受入れ態勢リストを提出する

元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておのであります。

この会員会には審議室を設けておりますが、このメンバーは、吉積元陸軍中将、原田元陸軍中将、保科元海軍中将を始め、元陸海軍佐官級が二十名ずつり頗るそろえておのであります。

(拍手)

武器生産受入れ態勢リストを提出する

## 日雇労働者健康保険法案

〔本号の附録に掲載〕

## 日雇労働者健康保険法案(内閣提出)

〔最終号の附録に掲載〕

## 〔平野三郎君登壇〕

○平野三郎君 ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法案について、厚生委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。健康保険制度が広く一般被用者を対象としているものであり、全被用者が本制度の利益を享受すべきにもかかわらず、日雇労働者はいまだその被保険者になることができず、現行制度の利益にあずかり得ない実情であります。しかしに、日雇労働者は、就労の浮動、低賃金等のため、常に生活基盤が不安定であり、傷病によつてただちに深刻な窮屈に陥ることの多い現状にかんがみ、これに健保制度を創設して、療養の給付及び家族療養費の支給を行おうとするが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案の要点について申し上げます。されば、まず第一は、本保険制度の保険者は政府といたしております。第二に、適用の対象といつたしましては、まず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として、健康保険との制度的均衡をはかるとともに、失業対策事業または公共事業に就労する、いわゆる日雇労働者を被保険者としておるのであります。第三に、保険給付につきましては、保険料負担の限度を考慮いたしまして、被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給すること

とおりです。第四に、受給要件といつたしましては、被保険者が疾病にかかり、または負傷した日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されることを必要としております。第五に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険との制度的バランスを考慮することといたしております。第六に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取り入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることといたしております。

〔副議長退席、議長着席〕

本法案は、二月二十八日、本委員会に付託され、三月三日厚生大臣より提案理由の説明を聽取した後、三月四、五両日の委員会において、適用の範囲、給付の内容、受給要件、保険料について熱心なる質疑応答が行われたのであります。が、その詳細は会議録により御承知いたし存じます。

審査の経過に伴い、社会入党八木委員外五名より全文修正案が提出せられました。この修正案のおもなる点について申し上げますれば、一、対象の範囲をさらに拡大していること二、給付内容について死亡または分娩に関する事項については死亡または分娩に関する事項について保険給付を加えていること三、受給要件については死亡または分娩に関する事項について保険料の納付期間を二箇月間に二十四日以上または六箇月間に六十日以上の二段階ととしていること、四、療養給付期間を六箇月に延長していること、五、保険給付の二分の一を国庫負担とすること等であります。

君。〔本号の附録に掲載〕

○八木一男君登壇

私は、日本社会党西派委員より、一、医療給付費に対して国庫補助の道を開くとともに、給付内容の向上と適用範囲の拡大をはかること、二、将来国民健康保険事業の拡充により、日雇労働者健康保険制度を統合すること等の希望を述べて、原案に賛成。修正案に反対の意見が開陳せられ、改進党を代表して山下委員は、国民健康保険制度の拡充強化によりすべての社会保険の一本化を要望して、原案に賛成。修正案に反対の意見の表明がありました。次に社会党を代表して堤委員よりは、修正案と原案の比較を述べ、原案に反対。修正案に賛成の意見が述べられ、また社会党を代表して八木委員よりは、原案につき、その適用範囲、受給要件、給付内容、療養期間等の諸点において実情に沿わない旨の意見の開陳があつて、原案に反対。修正案に賛成の意見が述べられたのであります。

次いで、討論を終り採決に入り、まず修正案について採決いたしましたところ、少數をもつて否決され、次いで原案について採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大野伴勝) 本案に対しては、八木一男君外九名から成規により修正案が提出されております。この際修正案の趣旨弁明を許します。八木一男君。

〔八木一男君登壇〕

私は、日本社会党西派委員より、一、医療給付費に対して国庫補助の道を開くとともに、給付内容の向上と適用範囲の拡大をはかること、二、将来国民健康保険事業の拡充により、日雇労働者健康保険制度を統合すること等の希望を述べて、原案に賛成。修正案に反対の意見が開陳せられ、改進党を代表して山下委員は、国民健康保険制度の拡充強化によりすべての社会保険の一本化を要望して、原案に賛成。修正案に反対の意見の表明がありました。次に社会党を代表して堤委員よりは、修正案と原案の比較を述べ、原案に反対。修正案に賛成の意見が述べられ、また社会党を代表して八木委員よりは、原案につき、その適用範囲、受給要件、給付内容、療養期間等の諸点において実情に沿わない旨の意見の開陳があつて、原案に反対。修正案に賛成の意見が述べられたのであります。

次いで、討論を終り採決に入り、まず修正案について採決いたしましたところ、少數をもつて否決され、次いで原案について採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

われくは、この状態にかんがみますことは、まことに遺憾のきわみであります。(拍手)

この間、現行制度のもとで比較的よくその任務を果しておると考えられますのは健康保険制度でございます。全国数百万の労働者は、低賃金にあつても、本制度がござりますために、最小限度の安心感を持ちまして毎日を過しておる状態であります。この健康保険法は常雇労働者のみに適用せられるものであります。いわゆる不特定の事業所に不定期に働く日雇労働者は健康保険の恩恵を受けおらなければなりません。ところが、これらの

とし、その療養期間は三箇月といつたております。第四に、受給要件といつたしましては、被保険者が疾病にかかり、または負傷した日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されることを必要としております。第五に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険との制度的バランスを考慮することといたしております。第六に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取り入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることといたしておるのであります。

戦後、一部の特權階級を除きまして、全國民の生活困窮の度ははなはだしいものであり、ほとんどすべての家庭がその日暮してあると言つても決して過言ではございません。このよくな状態でありますので、一たび疾病、死亡あるいは失業等の事故が起りました場合に、たちまち第之のどん底に陥りまして、はなはだしきに至つては一家離散、一家心中のような悲惨事が各所に起りつあることは、同僚議員各位の御承知の通りであります。かかる状況を反映いたしまして、社会保障制度確立を要望する声が全国にほんはいとして起つておりますことは申し上げる限りであります。かかる状況を反映いたしまして、社会保障制度確立を要望する声が全国にほんはいとして起つておりますことは申し上げる限りであります。

われくは、この状態にかんがみますことは、まことに遺憾のきわみであります。(拍手)

この間、現行制度のもとで比較的よくその任務を果しておると考えられますのは健康保険制度でございます。全国数百万の労働者は、低賃金にあつても、本制度がござりますために、最小限度の安心感を持ちまして毎日を過しておる状態であります。この健康保険法は常雇労働者のみに適用せられるものであります。いわゆる不特定の事業所に不定期に働く日雇労働者は健康保険の恩恵を受けおらなければなりません。ところが、これらの

両社会党提出の法律案を待たずして、當日中に採決を強行しようとしたことは、きわめて遺憾であります。(拍手)かかる情勢において、われ々は、即ち用意しました案を全文修正案として提出した次第であります。

次に修正案の内容を御説明申し上げるわけであります。時間の関係上、政府案とのおもな相違点のみを申し述べたいと存する次第であります。

本修正案の政府案と相違する第一点は、給付内容であります。政府案の内容はきわめて貧弱であり、ただ本人の療養給付あるいは療養費の支給、家族療養費の支給が三箇月に限つて行われるだけであり、ほとんど社会保険と言ひ得ないものであると言つても、あえて過言ではございません。その明らかな証拠には、本政府案についての社会保険審議会の意見書には、その給付内容が貧弱であるのは遺憾と言ふほかはない、極言すれば、今日かかる制度を確立するにあたつて、かえつてその妨げとなるやの懸念されないでないと言つておるのであります。それに反しまして、本修正案では、療養の給付あるいは療養費の支給、家族療養費の支給は、これを六箇月間に延長するとともに、傷病手当金、埋葬料、分娩費、出産手当金、保育手当金、家族埋葬料、配偶者分娩費、配偶者保育手当金の支給等の内容を持つものであります。必ずしも完全とは言えませんが、政府案の根本的な欠點がこの点に露呈されております。すなわち、政府案では事務費のみ国庫負担でありますするが、本修正案では、事務費のほか保険給付の二分の一の国庫負担を規定してあるのであります。被保険者になるべき人々が生活保護法適用の一歩手前の困窮した状態にありま

るわけであります。時間の関係上、政府案とのおもな相違点のみを申し述べたいと存する次第であります。

本修正案の政府案と相違する第一点は、給付内容であります。政府案の内容はきわめて貧弱であり、ただ本人の療

養給付あるいは療養費の支給、家族療

養費の支給が三箇月に限つて行われるだけであり、ほとんど社会保

険と言ひ得ないものであると言つても、あえて過言ではございません。その明らかな

証拠には、本政府案についての社会保

険審議会の意見書には、その給付内

容が貧弱であるのは遺憾と言ふほかはない、極言すれば、今日かかる制度を確立するにあたつて、かえつてその妨げとなるやの懸念されないでないと言つておるのであります。それに反しまして、本修正案では、療養の給付あるいは療養費の支給、家族療

養費の支給が三箇月に限つて行われるだけであり、ほとんど社会保険と言ひ得ないものであると言つても、あえて過言ではございません。その明らかな

証拠には、本政府案についての社会保険審議会の意見書には、その給付内

容が貧弱であるのは遺憾と言ふほかはない、極言すれば、今日かかる制度を確立するにあたつて、かえつてその妨げとなるやの懸念されないでないと言つておるのであります。それに反しまして、本修正案では、療養の給付あるいは療養費の支給、家族療

養費の支給が三箇月に限つて行われるだけであり、ほとんど社会保険と言ひ得ないものであると言つても、あえて過言ではございません。その明らかな

証拠には、本政府案についての社会保険審議会の意見書からも裏づけされておるのでござります。

社会保険制度審議会の意見書の中に記載されています。本案——これは政府案であります。本案がかかる貧弱なる内容をあげて許さざるを得なかつたのは、一にその保険給付に対する国庫負担が認められなかつたことに基づく。これは、失業の労働をする場合が想像されるのであります。これこそは仮つくて魂入

りまして、これがほんとうに原因であります。本案がかかる貧弱なる内容をあげて許さざるを得なかつたのは、一にその保険給付に対する国庫負担が認められなかつたことに基づく。これは、失業の労働をする場合が想像されるのであります。これこそは仮つくて魂入

決然として全員本修正案に賛成されることは期待するものでございます。本修正案が通過いたしましたならば必ずや参議院は同調し、必要資金額だけの予算案修正をして本院に回付して参るでありますよ。何も予算通過にこだわる必要はないわけであります。しこうして、本修正案が日目の目を見ることによりまして、三百万の日雇労働者並びに同家族は、初めて愁眉を開き、後顧の憂いなく労働に邁進し、治山治水、道路建設、建築、療養等の重要な分野におきまして、国家再建により以上に貢献する結果を生むであります。

諸君、諸君の決断のいかんによつて、重病のわが子を救わんとして、せつかくの生業を捨て身を売らんとする未亡人、絶望の果て愛する家族を道連れにして一家心中せんとする多くの人を救い得るかいかを決することを思ふべきであります。(拍手) 〇議長(大野伴聰君) 討論の通告があります。これを許します。堤ツルヨ君。

(堤ツルヨ君登壇)

○堤ツルヨ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、たゞいま上程されました日雇労働者健康保険法案につき、政府案に反対、修正案に賛成をいたしました。(拍手) その理由の第一点は国庫負担の問題であります。わざか三億円を計上してあります。私たちの修正案は、不満であります。私たちの修正案は、給付費の二分の一の国庫負担を織り込

み、その要請にこたべ、当然果すべきことを期待するものでございます。本修正案が通過いたしましたならば必ずや参議院は同調し、必要資金額を大蔵当局に要求されたのであります。が、例の医療給付国庫負担を極度にきらう大蔵省のいつものたぐいに漏れず、あえなく実現を期し得なかつた事態は同情いたしますが、(拍手) せめで要求額の二分の一でも確保することになぜ積極的な努力がなされなかつたか。大きく日雇労働者健康保険法と銘打つにはあまりにも空名的で、世論の圧力に抗しかねた政府が、いわゆる経常予算の一つとして、かつは人気取りの申詫に、形のみつくつお茶を湯した程度のもので、(拍手) 日雇労働者諸君に対し、かくも誠意を欠く欺瞞法案には、遺憾ながら賛成できません。(拍手) その証拠に、委員会における自由党の委員の苦しい賛成討論を拜聴いたしましたが、政府原案の無為無策を論難され、党内事情が許すなれば、はたまた年先にあらざれば、重々われわれの修正案に同調したい意向だとさがわれました。(拍手) また、改進党の山下議員の賛成討論を承つております。これを許します。堤ツルヨ君。

(堤ツルヨ君登壇)

○堤ツルヨ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、たゞいま上程されました日雇労働者健康保険法案につき、政府案に反対、修正案に賛成をいたしました。(拍手) その理由の第一点は国庫負担の問題であります。わざか三億円を計上してあります。私たちの修正案は、不満であります。私たちの修正案は、給付費の二分の一の国庫負担を織り込

み、その要請にこたべ、当然果すべきことを期待するものでございます。本修正案が通過いたしましたならば必ずや参議院は同調し、必要資金額を大蔵当局に要求されたのであります。が、例の医療給付国庫負担を極度にきらう大蔵省のいつものたぐいに漏れず、あえなく実現を期し得なかつた事態は同情いたしますが、(拍手) せめで要求額の二分の一でも確保することになぜ積極的な努力がなされなかつたか。大きく日雇労働者健康保険法と銘打つにはあまりにも空名的で、世論の圧力に抗しかねた政府が、いわゆる経常予算の一つとして、かつは人気取りの申詫に、形のみつくつお茶を湯した程度のもので、(拍手) 日雇労働者諸君に対し、かくも誠意を欠く欺瞞法案には、遺憾ながら賛成できませんでした。その家族をも含めての保障ができます。少くとも最低八十五万人を对象とするわれくの修正案でなければ、その家族をも含めての保障ができます。しかも、五人以上の職場で日々雇用に入れられる者に対して強制加入とし、これを適用しようとしているのであります。少くとも最低八十五万人を对象とするわれくの修正案でなければ、その家族をも含めての保障ができません。少なくとも、その理由は、半農半漁の労務者が多いため、政府当局としても明確な数字を把握できないと答えておりますが、現在職安関係日雇労務者四十二万、土建労働者四、五十分、零細企業労務者約三十万と推定されております。しかも、これらの人たちの扶養家族は平均三・二人であり、疾病率は、その仕事と生活から推して高いものと予想しなければなりません。現在土建業者間でつくられてゐることを物語つてゐるのではございません。保険料金が、七百八十円でなお赤字続いている点が、明らかに疾病率の高いものと予想しなければなりません。現在土建業者間でつくられてゐることを物語つてゐるのではございません。

二十一年度予算案審議の際に、その組みかえを要求して、細目の中に財源を組み入れて政府に猛省を促して参りましたが、たゞいま左派社会党の八木委員長が、生れ入るに予算を多数の力で先議決定してしまつたのであります。もし政局に真の誠意があるならば、且下予算案には参議院において審議中であり、尽すべき手はありますから、善処されかかるべしと思います。(拍手)

次に、第二点は、被保険者の適用範囲であります。当初は九十五万人を対象として予算措置をしていたはずの政

府が、八十五万人に縮小し、最後は、

大蔵省のために、五十万人と、約半数

に減少させられてしまつた点であります。

しかも、五人以上の職場で日々雇用

の多くの都市においても、日雇労働者の

現実はおおくあります。党

内紛争に寧日なく、内外に山積する

國政を忘れて、主導権争いにうつる

抜かず、(拍手) 勝敗寸前だと言われる

自由党吉田内閣には望むべくもありません。

せんが、先進國のそれのごとく、一日

も早く社會保険制度を立て、完全雇用、最低賃金制確立がなされなければなりませんまい。しかるに、且下のところ

も、何ら保障のない日雇労働者の現状

は、同情に余りあるものがあります。

その他、毎日の働きによつて生活して

いる人々であることを考へると、認

定方式の不便なことや、事務手続の煩

瑣なことなど幾多の問題点がございま

す。また、現に日雇労働者健康保険

は、神戸、尼崎、小樽の三市で、そ

の市の自主的な負担で実施されており

ますが、これらの実際の例を見ます

と、資格期間は一箇月、就労日數十日

であり、療養期間は六箇月、しかも給

付内容は、単に療養給付にとどまらず、傷病手当、埋葬料、分娩費、保

育、出産手当などをも実施いたしてお

りまして、その日のかけて食つて行く人々に現金給付の道を開いてゐるのでござります。これらの点を取り入れての私たの修正案は、日雇労働者の最低生

活保障を実現したことを考慮したものでござります。(拍手)

民生安定と經濟自立が独立日本のか

ぎたと吉田内閣は常々言つております。(拍手)

本法期成同盟をつくるところとなりま

した。私なども、女性の立場から、旅館

に深夜まで汗する女性の方々、料理屋

の仲居、芸者、女給、給仕等の細胞で

政治の力を放つてもらいたいといふ陳

情を、ここ数年承つて来たのを考えま

しても、まったく同じ立場であらうと存します。(拍手) これらの要請にこた

えて、初めて政府が手をつけたのが本案であります。あまりにもおそまつて、年來の要望にこたえ得るものではあります。このねがわくば、与党の方々も、「二十八年度実施不可能ならば、二十九年度から」と云ふとにしてでもといふわれくの意見を再度御考慮の上、修正案に賛成していただきたいと存するのでござります。(拍手)

最後に、政府に特に申し上げておきたいのは、現行保険制度に対するわが党の所見であります。国保あり、健保あり、共済組合あり、船員保険あり、今まで加うるに日雇保険であります。

個々別々に、一部の人々を対象として、その場当たりの制度を雜木のことく打立てて来ましたので、支離縛りで、國庫の補助のごときも、あるいは薄く、あるは厚く、同じ国民を取扱うに、医療施設だけでも不公平をわまる結果となつておるのでござります。

(拍手)少くとも日本国民である限り、最も妥当と見られる國保一本の線にでこぼこを修正して、これを全国の市町村に義務づけ、強制実施せしめて、給付費を國庫負担となし、もつて社会保障の基盤たるべき医療保険を整備統合して、ひまなお現行いづれの保険制度にも沿せざる三千数百万の一一般大衆の福みを一日も早く解消しなくてはなりません。職業、地域、階層、老若、性別のいかんを問はず、公平な一つの制度のもとに、全国人民を対象として抜本的施策が打立てられなければ、平和な文化国家と民生の安定は期し得ません。行き当りばつたりの強縛りを捨て、社会保障制度を確立し、医療施策の万全を期されんことを切望してやみません。

以上をもつて、原案に反対、修正案に賛成の討論を終ります。(拍手)

○議長(大野伴謙君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず本案に対する八木一男君外九名提出の修正案につき採決いたします。八木一男君外九名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(大野伴謙君) 起立少數。よつて修正案は否決されました。

次に本案につき採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(大野伴謙君) 起立多數。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○議長(大野伴謙君) 山崎君の動議に御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○議長(大野伴謙君) 御異議なしと認めます。よつて動議のとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

外務大臣 岡崎 勝男君

通商産業大臣 小笠原三九郎君

運輸大臣 石井光次郎君

郵政大臣 高瀬莊太郎君

生活保護法の一部を改正する法律

製造たばこ定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律

製塩施設法の一部を改正する法律

一、昨十一日大野議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、吉田内閣総理大臣から大野議長宛、昨十一日議長において承認した栗沢一男を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

一、吉田内閣総理大臣から大野議長宛、去る十日議長において承認した吉田信邦を同日政府委員に任命することを承認した旨の通知を受領した。

一、去る十日議長において承認した吉田信邦を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

人事委員

丹羽喬四郎君

辻原 弘市君

安藤 正純君

高岡 大輔君

松田竹千代君

松本 龍藏君

近藤 鶴代君

椎龍 三郎君

廣川 弘禪君

江崎 輿鶴君

小松 幹君

佐藤 葵作君

水谷秀貞

大野 伴謙君

甲斐中文治郎君

塚原 俊郎君

白浪 仁吉君

田中 久雄君

勝間田清一君

森 清君

岡田 清義君

今松 治郎君

大倉 三郎君

石田 博英君

宇都宮徳馬君

山村新治郎君

森 清君

志村 茂治君

明禮輝三郎君

人事委員

人事委員

丹羽喬四郎君

辻原 弘市君

安藤 正純君

高岡 大輔君

松田竹千代君

松本 龍藏君

近藤 鶴代君

椎龍 三郎君

廣川 弘禪君

江崎 輝鶴君

小松 幹君

佐藤 葵作君

水谷秀貞

大野 伴謙君

甲斐中文治郎君

塚原 俊郎君

白浪 仁吉君

田中 久雄君

勝間田清一君

森 清君

岡田 清義君

今松 治郎君

大倉 三郎君

石田 博英君

宇都宮徳馬君

山村新治郎君

森 清君

志村 茂治君

明禮輝三郎君

六五〇



昭和二十八年三月十二日 参議院会議録第三十九号 議長の報告

一、去る十日委員会に付託された条約は次の通りである。

航空業務に関する日本国とオランダ王國との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

航空業務について承認を求めるの件(条約第一〇号)

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)

以上四件 外務委員会 付託

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

元南西諸島公署職員の身分、恩給等の特別措置に関する法律案(内閣提出第一六七号)

内閣委員会 付託

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)

社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出第一七一号)

厚生委員会 付託

航空機抵当法案(内閣提出第一七〇号)

運輸委員会 付託

北海道防寒住宅建設等促進法案(松本一郎君外三十三名提出、衆法第五二号)

建設委員会 付託

一、去る十日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)(予)

大蔵委員会 付託

一、去る十日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

公職選舉法の一部を改正する法律案(千葉三郎君外十一名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(千葉三郎君外三十三名提出)

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一日)

一、昨十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

水先法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)

麻薬取締法(内閣提出第一四八号)(參議院送付)

は次の通りである。

(參議院送付)

大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(參議院送付)

は次の通りである。

(參議院送付)

大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(參議院送付)

は次の通りである。

以上二件 厚生委員会 付託

特定中小企業の安定に関する臨時措法の一部を改正する法律案(南好雄君外二十五名提出)

北海道防寒住宅建設等促進法案(松本一郎君外三十三名提出)

一、昨十一日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案(内閣提出第一四九号)

一、昨十一日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)

は次の通りである。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案)

製塩施設法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)

は次の通りである。

総務大臣及び戸塚労働大臣の綱紀肅正に関する緊急質問(山下榮二君提出)

対日援助費に関する岡崎外務大臣の発言に関する緊急質問(稻村順三君提出)

一、去る十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

(中村高一君提出)

意書(並木芳雄君提出)

教育委員会法の運営に関する質問主意書(小川豊明君提出)

ホップ買付制限に関する質問主意書(西村力弥君提出)

多摩川電源開発に関する質問主意書(田中角榮君外九名提出)

意書は次の通りである。

東京都下における馬糞糞による被害補償に関する質問主意書(並木芳雄君提出)